

令和5年度 第2回 高齢保健福祉計画ワーキンググループ 摘録

日 時 令和5年11月7日（火）午後1時30分～午後2時30分
場 所 Zoomによるオンライン開催
出席委員 谷口副会長、麻田委員、荒川委員、岩井委員、奥野委員、河合委員、源野委員、
児玉（賢）委員、橋元委員、檜谷委員、牧 委員
欠席委員 田中委員、中村委員、山岡委員
事務局 遠藤課長、菅野課長、平田課長、木下課長、岡課長、田賀課長、
村石係長、津田係長、黒木係長

（開会）午後1時30分

<司会>津田係長

<会議成立の報告>津田係長

<協議事項1>

第9期京都市民長寿すこやかプラン（案）について

<事務局説明>

資料1 第9期京都市民長寿すこやかプラン（案）について

<意見交換・質疑>

（河合委員）

資料の前半は「認知症の方」と記載されていますが、認知症施策推進計画においては、「認知症の人」となっているので表記を統一された方がよいと思います。

また、認知症初期集中支援チームによる医療・介護への引継割合が100%となっていますが、認知症の人と家族の会で電話相談を受けていると、府・市どちらか分からないが、認知症の人の家族の方から、認知症初期集中支援チームの支援を受けたいと相談をしたが、対象外と言われたという声を何人かから受けたことがあります。対象とした人への支援は100%かもしれませんが、このような声があったということをお知らせしておこうと思います。

「地域密着型サービス外部評価」を実施できる団体は京都府内にどれくらいあるかわかりますか。

（津田係長）

京都府下で4団体ございます。

（河合委員）

外部評価を行う団体の数が減ってきており、評価の工程が回らなくなってきております。新しい団体を入れてほしいと思いますが、研修を受けないと外部評価を行う資格が得られないのに、その研修会が、京都府でも京都市でも実施されていないということを聞いたことがありますので、状況を教えてもらえたらと思います。

(遠藤課長)

外部評価については、京都府において実施しておりますので、いただいた御意見について、京都府にもお伝えさせていただき、外部評価の取組が円滑に進むように取り組んでまいります。

(河合委員)

51ページの施策番号515「認知症サポート医の養成及びフォローアップ研修の実施」について、フォローアップ研修を実施していただいておりますが、認知症と診断した医師が診断しっ放しというのが多いみたいですので、福祉やピアサポートの場に繋ぐ等、医師から紹介してもらえらるよう働きかけてもらえると、認知症の人の空白の期間が短くなると思いますので、そのような視点も含めて実施していただきたいと思いました。

(黒木係長)

医療機関で認知症と診断されても、その後どこにも繋がらずに、家で引きこもっておられるというケースがあるとよく聞いております。空白の期間をどれだけ短縮できるかというのが大事かと思っております。認知症サポート医の養成やフォローアップ研修、かかりつけ医や病院勤務従事者の研修等で、次に繋げることの重要性をしっかりと伝えてまいります。

(源野委員)

認知症サポート医が全ての認知症の診断医ではないと思っております。可能であれば、この計画の中に、認知症サポート医についての説明を入れていただけたらと思います。一般市民の方にわかりづらい表現については、コラムや説明を入れていただけたらと要望します。

(黒木係長)

認知症サポート医について、市民の方が認知されていないところもあると思いますので、コラム等で御紹介させていただきます。

(橋元委員)

看護職としては、初期集中支援チームの一員ということで関係があると思っています。まずは、市内の支援チームの数と、そこへ看護職がどれだけ参画しているのかを教えてください。

34ページの施策番号302「中重度者の在宅生活を支えるサービス（看護）小規模多機能型居宅介護等」への担い手の誘導に向けた、地域密着型通所介護及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施」について、具体的に教えてください。

(平田課長)

施策番号302について、第8期プランにも具体的に記載はしておりますが、いわゆる地域密着型サービスのうち、(看護)小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護といった、いわゆる365日24時間在宅での生活を支えるサービスがございます。これらのサービスについては、国においても今まで以上に設置の促進を進めているところでございます。一方で、これらに類似するサービスとして、(地域密着型)通所介護があり、例えば小規模多機能型居宅介護とは「通所」の部分で競合します。そのため、日常生活圏域において、小規模多機能型居宅介護があり、(地域密着型)通所介護の供給量が見込みよりも超過している圏域においては、総量規制を行っており、その圏域には(地域密着型)通所介護の指定ができない指定拒否の仕組みを設

けております。

(橋元委員)

介護職の方の担い手の誘導ということが主な内容ということによろしかったですか。

(平田課長)

担い手の誘導という側面もございしますが、通所介護の供給量が多い地域においては、それ以上、その地域において通所介護が設置されると供給過多になり、通所介護の事業所の法人にとっても、サービス展開が難しくなってしまいますので、そうした2つの側面があると考えております。

(奥野委員)

3ページに記載のある「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン（仮称）」について、このプランは、現在どこかで議論されているのでしょうか。進捗をお伺いします。

(木下課長)

京都市民健康づくり推進会議において、現在審議を進めております。京都市民長寿すこやかプランと同様、今年度末に新たに策定予定です。

(奥野委員)

プランの内容は、どこかで見ることはできますか。

(木下課長)

本市ホームページに掲載しております。

(牧委員)

専門職後見人から市民後見人へのリレー方式の検討について、実は私は2017年に京都府第1号ということで専門職の方から市民後見人を受任させていただきましたが、そのあと、市民後見人へのリレー方式は続いていないと聞いております。仕組みの検討をはじめ、市民後見人へ繋がらない原因の分析が必要かと思ったため御意見させていただきました。

(村石係長)

市民後見人へのリレー方式は、実績件数は非常に少ない状況です。本市としても、市民後見人の養成に取り組んでおり、市民後見人になりたいという志のある方の活躍の機会を作っていきたいと考えておりますが、まず、リレー方式に関しては、専門職後見人の方が、家庭裁判所へ市民後見人に引き継いでも良いと声を上げていただくことがスタートになりますので、専門職後見人への周知に関して、家庭裁判所とも連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

(檜谷委員)

施策番号104「地域における身近な通いの場（健康長寿サロン、公園体操、健康すこやか学級、運動を目的とした自主グループ等）の拡充に向けた、立ち上げ支援、運営支援及び情報発信の推進」について、健康長寿サロンのことが書かれていますが、通いの場を増やしていこうという施策は良いと思いますが、なかなかサロンを運営するのは難しいようで、人の輪を広げていくことが難しく、またサロンへ行く足がないというような課題を持っている方も非常に多いと聞きます。理想としては、身近な地域の中で自分の行きたいサロンの選択肢がある状況を作ることだと思いますが、そのための道筋について、もう少しきめ細かく検討する余地があると思います。

特に最近ではモビリティを確保しづらくなっています。タクシーを捕まえるのは大変ですし、高齢の方になるとタクシーを使って行くというのも大変だろうと思います。そういうところのサポートについて、何か検討されているようであれば教えてください。

施策番号325「地域の関係機関・団体と連携した高齢者等の居住支援の促進」について、居住支援法人がサポートをして、賃貸住宅になかなか入れない高齢者をサポートされているかと思いますが、まだ課題があると思っています。充実事業ということで、何か検討されていることや取り組まれることがあれば、その内容を教えてください。

(岡課長)

施策番号104に関して、地域での移動の問題が生じているという課題について、高齢者は年齢に伴って免許証の返納も進んでおります。その結果、たちまちその移動に困られるというような問題が生じてきます。とりわけ中山間地におきましては、公共交通機関が十分発達していないということで、買い物等、生活上の問題が生じてきております。

こうした課題に対しては、地域支え合い活動創出コーディネーターが、その地域の課題に対して地域の方と協議をしながら課題解決を図る、あるいは、様々なその地域の実情に応じたサービスの創出を行ってございまして、その中で移動支援の取組も進めております。なかなか買い物に行けない方に対しては、例えば、移動販売車やバス等を利用して買い物をしていただくような取組も進めております。こうした取組を進めることと併せて、地域で様々な活動を実施しているということをしっかりと発信していくこと、あるいは繋げていく取組も同時に進めていく必要があると考えており、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

(村石係長)

施策番号325の居住支援に関して、本市においては、高齢者すまい・生活支援事業という事業を実施しており、本市の住宅部局や京都市老人福祉施設協議会と連携して実施しております。

この事業は、高齢者が、低家賃の住宅へ住み替える際や、事情があつて転居する際に、入居を断られることのないよう、住み替え支援と併せて社会福祉法人による見守り支援を実施しているものです。

充実する部分についてですが、現在、居住支援法人は京都市内に25法人ありますが、居住支援の取組を行っている社会福祉法人系の団体や不動産系の団体がここ5年でどんどん居住支援法人の認可を受けております。そうした新たな担い手の方々とも連携して、利用者の方への支援を充実していきたいと考えているところでございます。

(檜谷委員)

後半について、特に不動産事業者から、こういう仕組みに参画することにメリットを感じないという辛口の御意見をよく伺います。不動産事業者が協力しやすいような体制を構築していただければと思います。

以上